

市報第24号

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第7号）の専決処分報告

平成24年度横浜市一般会計補正予算（第7号）については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったので、地方自治法第179条第1項の規定を適用し、平成24年12月28日市長において次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告する。

承認願いたい。

平成25年2月15日提出

横浜市長 林 文子



## 平成24年度横浜市一般会計補正予算（第7号）

平成24年度横浜市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 89,890 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,414,202,562 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
21 繰越金		1,935,673	89,890	2,025,563
	1 繰越金	1,935,673	89,890	2,025,563
歳入合計		1,414,112,672	89,890	1,414,202,562

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		75,831,070 <sup>千円</sup>	89,890 <sup>千円</sup>	75,920,960 <sup>千円</sup>
	8 選挙費	1,783,528	89,890	1,873,418
歳出合計		1,414,112,672	89,890	1,414,202,562

## 一般会計補正予算（第7号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 歳 入

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	節		説 明
				区	分 金 額 千円	
21繰 越 金	1,935,673	89,890	2,025,563			千円
1繰 越 金	1,935,673	89,890	2,025,563			
1繰 越 金	1,935,673	89,890	2,025,563	(1)前年度繰越金	89,890	
歳 入 合 計	1,414,112,672	89,890	1,414,202,562			

2 歳 出

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				区 節 分 額 千円	説 明
				特 定 市 債 千円	財 源 千円	財 債 千円	財 源 千円		
2 総 務 費	75,831,070	89,890	75,920,960	—	—	—	89,890		
8 選 挙 費	1,783,528	89,890	1,873,418	—	—	—	89,890		
3 市 議 員 選 挙 費	18,067	89,890	107,957	—	—	—	89,890		(市議会議員神奈川区選挙区補欠選挙 執行に伴う補正)
								1 報 酬	2,534
								3 職 員 手 当 等	19,074
								(7)超過勤務手当	19,074
								7 賃 金	4,054
								8 報 償 費	634
								9 旅 費	382
								(2)普 通 旅 費	382
								11需 用 費	8,542
								(1)消 耗 品 費	3,382
								(2)燃 料 費	534
								(3)食 糧 費	191
								(4)印 刷 製 本 費	4,085
								(5)光 熱 水 費	250
								(6)修 繕 料	100
								12役 務 費	7,935

款 項 目	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円	補 正 額 の 財 源				節 分		説 明	
				特 定 市 債 千円	財 債 千円	財 源 千円	其 他 千円	区	分		金 額 千円
				国県支出金 千円			一般財源 千円	13委 14使 18備 19及	料 び 料 費 助 金 託 借 購 金 交 用 品 担 補 付 及 入 金 交	32,268 5,837 20 8,610	千円
歳 出 合 計	1,414,112,672	89,890	1,414,202,562	—	—	—	89,890				



# 補正予算給与費明細書

## 1 特別職

区	分	職員数	給与						費計	共済費	合計	備考
			報酬	給料	地域手当	職員手当	退職手当	計				
補正額	その他	20,324人	千円 13,240,336	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 —	千円 13,240,336	千円 1,451,550	千円 14,691,886	
補正額	その他	165	2,534	—	—	—	—	—	2,534	—	2,534	
合計	その他	20,489	13,242,870	—	—	—	—	—	13,242,870	1,451,550	14,694,420	

## 2 一 般 職

区 分	職 員 数	給				与			共 済 費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手 当	計	料	手 当	計			
補 正 前 の 額	人 (1,319) 19,548	千円 —	千円 82,894,400	千円 77,780,781	千円 160,675,181	千円 30,139,050	千円 190,814,231				
補 正 額	(1,319) 19,548	—	—	19,074	19,074	—	19,074				
合 計	(1,319) 19,548	—	82,894,400	77,799,855	160,694,255	30,139,050	190,833,305				

○（ ）内は短時間勤務職員数で外数である。

区 分	超 過 勤 務 手 当
補 正 前 の 額	千円 7,173,281
補 正 額	19,074
合 計	7,192,355

参 考
-----

## 地方自治法（抜粋）

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。